

上瀬谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定(令和8年2月13日改定)

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】より

その行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

いじめ防止等に向けての基本理念

- ・児童の健やかな成長は、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
- ・互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。
- ・ひとたび児童の生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。
- ・いじめを特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・児童は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を気付く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ・いじめのない社会実現に向け、市、学校、保護者、地域、関係機関などは、児童の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる最も身近で人として絶対に許されない重大な人権侵害案件である。学校、児童生徒、保護者、地域、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめ防止などのための対策の基本的な事項を定めることにより、児童の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会・風土をつくる。いじめ問題の対応は、学校の最重要課題のひとつであり、学校が一丸となって組織的に対応し、いじめ防止に努める。

いじめ防止に向けた方針と役割

<方針>

- 社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努める。
- いじめを早期に察知できるよう、地域社会全体で児童生徒を見守る。また、辛い思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援するとともに、いじめが起きた要因や背景をとともに考え、問題の解決に向けてともに行動する。
- 児童生徒が自らいじめの防止などに取り組むとともに、市全体で、学校、保護者、市民、事業者、関係機関などが当事者であることを意識し、児童生徒の健やかな成長を支える役割を果たす必要がある。

<役割>

横浜市	・相談体制の充実 ・学校・家庭・地域・関係機関等の連携強化 ・いじめの実態把握 ・適切で迅速な対応
児童生徒	・いじめを「する」「される」はだれにでも起こり得ることと自覚し、自分や他者の言動を考える ・自分や他者の長所に目を向ける、コミュニケーションを積極的に取るなどし、他者との違いを認め、互いを理解する ・自らが主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校づくりに努める ・いじめ当事者への声かけ、周囲の大人への相談を積極的に行う ・相談ボックスを設置し、相談しやすい環境づくりを行う ・「つらい」と感じたことはためこめないで相談する
学校	・教職員の人権意識向上（いじめは最も身近な人権侵害行為との認識） ・相談しやすい雰囲気づくり ・相談窓口を明示、児童生徒一人ひとりに寄り添う（一人一台端末での相談窓口設置、スタディナビでの毎日の健康観察の活用、カウンセリング案内の通知） ・保護者、関係機関等と連携した支援・指導 ・迅速かつ丁寧な初期対応 ・早期解決に向けた全ての教職員による組織的対応
保護者	・いじめを「しない」、「させない」指導 ・相談しやすい雰囲気づくり ・児童生徒の意見や思いに耳を傾け、寄り添う ・学校等との連携 ・インターネット上のいじめ防止に向けた取組
市民・事業者・関係機関等	・活動に関連したいじめに当事者として向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する ・関係機関との連携

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・ 校長、副校長、児童支援専任教諭を中心として、全教職員によって構成し、必要に応じて学校カウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等、心理や福祉等の専門家が参加できるよう工夫して運営する。
- ・ SC、SSW等が参加できない場合においても必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができるよう運営する。
- ・ いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、当委員会に弁護士等の第三者が関与して調査に当たるものとする。

(2) 委員会の運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に1回以上定期的に開催する。いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、管理職、児童支援専任教諭と関係の深い教職員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・ 校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校いじめ基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取り組みを実行するとともに、その検証を担う。また、いじめ防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連携を担う。

◆未然防止・早期発見

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない学校・学級の風土づくり
- ・わかりやすく魅力ある授業づくり
- ・自己有用感を持たせたり高めたりするような教育活動の実践
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・職員間の情報を共有、いじめを見逃さない職員の見守り
- ・子どもの変容について、管理職、児童支援専任、担任等が情報を共有
- ・教職員は、全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)での子どもの実態把握
- ・教職員は、横浜プログラム(YP)の活用、日常の児童の人間関係や自己有用感について実態把握
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有
- ・児童運営委員会のいじめ防止活動(よこはま子ども会議、かみせや子ども会議等)の支援

◆事案対応

- ・いじめ(「疑い」も含む。)を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対応方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報
- ・中学校への情報の引継ぎの確実・適正な実施

◆取組の検証

- ・上瀬谷学校いじめ防止基本方針(以下、学校いじめ防止基本方針)に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と定期的な見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

月	取 組 内 容	
4月	学校いじめ基本方針の確認 年間指導内容等の確認 新年度準備 引き継ぎ いじめの定義・児童理解研修 個別支援級交流委員会	入学式、始業式 家庭訪問、家庭連絡
5月	異学年交流委員会 登校班会議 瀬谷支援学校との交流3・5年 いじめアンケート・面談①	PTA総会 学校説明会(学校いじめ基本方針説明) 学校運営協議会
6月	児童理解研修 愛川宿泊体験学習4・5年 YPアセスメント① よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト かみせや子ども会議、各クラスでの話し合い	学校懇話会

7月	修学旅行6年 YPプログラム(SOS の出し方) 横浜子ども会議(瀬谷中ブロック)	個人面談 学校・警察連絡協議会 学校・家庭・地域連絡協議会
8月	校内研修会 横浜子ども会議(区)	長期休み前後 心配な児童の共有・声かけ
9月	いのちの学習 中学校ブロック小中合同研修	
10月	瀬谷支援学校との交流5年 感謝を伝える会 スポーツフェスティバル	拡大ハマロード 終業式 始業式
11月	開校記念式 小中交流会 区児童音楽会3年 球技交流会5年 オープンスクール YPアセスメント② YP支援検討会 中学校ブロック人権教育研修	懇話会
12月	人権週間 児童運営委員会によるいじめ防止月間の取組 いじめアンケート・面談② 登校班会議 学校づくりアンケート (いじめ防止への取組についての項目盛り込む) 1・5年中屋敷保育園との交流 いじめ防止市民フォーラム	個人面談
1月	小中交流(授業・部活動見学)6年	
2月	個別級区合同学習発表会 登校班会議 児童運営委員会によるピンクシャツデーの取組 学校いじめ防止基本方針の見直し	学校懇話会 授業参観、懇談会 学校報告会 入学説明会
3月	年間の振り返り 新年度への引き継ぎ	卒業式 修了式
年間	いじめ防止対策委員会(月1回以上・随時) 異校種交流 横浜プログラム実践	

教職員等への研修

外部講師や校内職員による研修を行うことで、児童の心理や子ども同士の人間関係をとらえる能力を高める。

○一人ひとりの児童を深く見つめるための実践的な児童理解研修を実施する。

○いじめを見抜く感性を高めるため、いじめの未然防止、対応の具体的なケースの検討を実施する。

学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や学校・家庭・地域連携事業等を通じて、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

4 基本的な対応方針

① いじめの未然防止・早期発見

児童一人ひとりがいじめをしない意識を育み、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解できるような指導・取組を行う。

また、いじめは、どの子どもにも起こり得る、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識のもと、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、積極的に認知していく。

教職員の言動が児童生徒を気付付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○ 学校教育活動全般を通じて、児童が安心でき、自己有用感が感じられる魅力的な学校作りを推進する。

○ 他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりに努める。

○ YPアセスメント、子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用に関する支援検討会を実施する、一人一台端末やすぐーる、StadyNaviを活用した毎朝の健康観察等を実施し参考にする等、日々の児童生徒理解に努める。

○ 人権教育、道徳教育をいっそう推進するとともに、体験活動を充実させ児童が相手の心情を考えた言動がとれる態度の育成を図る。

- 児童運営委員会による取組指導・支援を行い、児童生徒がいじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。
- 学年間や児童支援専任との情報交換を活発に行うことで、いじめの早期発見に努める。
- 児童へのSNSの適切な利用など情報モラル教育を推進するとともに、保護者や関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発を行う。
- いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修を実施し、教職員の人権感覚を磨く。
- SCやSSWと連携した定期的な教育相談を必要に応じて行う。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを行う。(チーム学年経営、情報共有の推進など)
- 担任に限らず、児童支援専任、養護教諭、SC、SSWなど直接または一人一台端末を通して話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることを周知する。
- 地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の間関係が現れることも考慮し、見守りなどを通じて把握したことについて、学校などに情報提供するよう連携体制の構築を行う。

② いじめに対する措置

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行いたい児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等について速やかに情報共有し組織的に対応・支援・指導を行う。教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、いじめ対応情報管理システム等を活用し、記録・情報共有・対応方針の決定を行い、早期に組織的な対応を講ずる。

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめの訴えがあった場合は、早急に事実確認を行い、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- 謝罪をもって安易にいじめが解消したと判断せず、いじめ対応情報管理システム等を活用しながら、学校いじめ防止対策委員会にて対処方針を決定して確実に実行し、解消※に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続する。
※「解消」…①いじめにかかる行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること、②いじめを受けた児童生徒及びその保護者が心身の苦痛や不安を感じていないこと、の2つの要件が少なくとも満たされている状態
- 発達障害などを含む、障害のある児童生徒に対するいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、早い段階で専門家の意見を求め、当該意見を踏まえた適切な支援を行う。

イ いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等

- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行なった事実が確認された場合、学校いじめ対策防止委員会の方針に従って組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。その際、いじめを行なった児童生徒が抱える悩みや問題等いじめの背景にも目を向け、関係機関等と連携して解決に向けた対応方針を検討し、取り組む。
- いじめが犯罪行為(触法行為を含む。)として取り扱われるべき事案は、早期に警察へ相談又は通報する。
- いじめの状況によっては、児童相談所、区役所、医療機関等の専門機関との連携を図る。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができない場合でも、誰かに知らせるよう伝える。
- 同調した児童生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- いじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組む。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始する。

※相当の期間…不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく個々の児童生徒の状況等を十分に把握して判断する。

【発生の報告】

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む。）は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査の進め方と結果の提供および報告】

学校主体調査はおおむね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。